

○内閣府
農林水産省 令第 号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の六第二項及び第九十二条の五の二第二項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十二第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）及び第百十条第二項並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十七条第二項及び第九十五条の五の二第二項並びに農林中央金庫及特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第二十四条の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

農林水産大臣 坂本 哲志

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正)

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置)</p> <p>第十四条の十 組合は、次に掲げる事項について定めた特定信用事業電子決済等代行業者（第五十七条の三十一の二十第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>一 特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針</p> <p>二 当該組合が法第九十二条の五の五に規定する同意をするかどうかの別</p> <p>三 特定信用事業電子決済等代行業者がある旨特定信用事業電子決済等代行業（法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）の利用者から当該利用者に係る識別符号等（第五十七条の三十一の十八ただし書に規定する識別符号等をいう。次項において同じ。）を取得することなく当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>

備の完了を予定する時期

四 前号に規定する体制のうち、法第九十二条の五の二第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

五 前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

六 当該組合において特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

七 その他特定信用事業電子決済等代行業者が当該組合との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報

2 組合は、特定信用事業電子決済等代行業者との間で法第九十二条の五の三第一項の契約を締結しようとするときは、当該特定信用事業電子決済等代行業者からその営む特定信用事業電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

(従属業務等)

第三十五条 「略」

2 法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とす

(従属業務等)

第三十五条 「同上」

2 「同上」

る。

〔二〇一の八 略〕

一の九 特定信用事業電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

〔二〇三十一 略〕

〔三〇五 略〕

(特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為)

第五十七条の三十一の十八 法第九十二条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、貯金者(同項第一号に規定する貯金者をいう。以下同じ。)から当該貯金者に係る識別符号等(法第十条第一項第三号の事業を行う組合が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第五十七条の三十一の三十五第三項第五号において同じ。)を取得して行うものを除く。

一 貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為

二 貯金者による当該貯金者に対する送金を目的として行う法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為

〔二〇一の八 同上〕

一の九 特定信用事業電子決済等代行業(法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。)に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

〔二〇三十一 同上〕

〔三〇五 同上〕

(特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為)

第五十七条の三十一の十八 法第九十二条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、貯金者(法第九十二条の五の二第二項第一号に規定する貯金者をいう。以下同じ。)から当該貯金者に係る識別符号等(法第十条第一項第三号の事業を行う組合が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第五十七条の三十一の三十五第三項第五号において同じ。)を取得して行うものを除く。

一 貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二 貯金者による当該貯金者に対する送金を目的として行う行為

三 貯金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為

四 貯金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う法第九十二条の五の二第二項第一号に掲げる行為であって、当該行為に先立って、同号の組合と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

五 法人等がその属する法人等集団（一の法人等並びに当該法人等の子法人等及び関連法人等（第十条第三項に規定する関連法人等をいう。）の集団をいう。）に属する他の法人等である貯金者又は法第九十二条の五の二第二項第二号に規定する貯金者等の委託（二以上の段階にわたる委託（その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る。）を含む。）を受けて行う同項各号に掲げる行為

三 貯金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四 貯金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、法第九十二条の五の二第二項第一号の組合と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの
「号を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年^{大蔵省}農林水産省^{令第二号}）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置)</p> <p>第十二条の九 組合又は連合会は、次に掲げる事項について定めた特定信用事業電子決済等代行業者（第五十条の三十一の二十第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>一 特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針</p> <p>二 当該組合又は連合会が法第百十三条に規定する同意をするかどうかの別</p> <p>三 特定信用事業電子決済等代行業者がある特定信用事業電子決済等代行業（法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）の利用者から当該利用者に係る識別符号等（第五十条の三十一の十八ただし書に規定する識別符号等をいう。次項において同じ。）を取得することなく当該組合又は連合会に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第百十条第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予</p>	<p>「条を加える。」</p>

定する時期

四 前号に規定する体制のうち、法第一百十条第二項第二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

五 前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるかの別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

六 当該組合又は連合会において特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

七 その他特定信用事業電子決済等代行業者が当該組合又は連合会との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報

2 組合又は連合会は、特定信用事業電子決済等代行業者との間で法第一百一十一条第一項の契約を締結しようとするときは、当該特定信用事業電子決済等代行業者がある営む特定信用事業電子決済等代行業の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該組合又は連合会に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 「略」

2 「略」

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合について

(組合又は連合会の子会社の範囲等)

第二十六条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

ての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあっては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務に該当するものを除く。）とする。

〔一〇一の四 略〕

一の五 特定信用事業電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業（銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第二号の三において同じ。）に係る業務

〔一の六〇十五 略〕

〔4・5 略〕

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十条の三十一の十八 法第一百条第二項の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、貯金者（同項第一号に規定する貯金者をいう。以下同じ。）から当該貯金者に係る識別符号等（法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号

〔一〇一の四 同上〕

一の五 特定信用事業電子決済等代行業（法第一百条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む電子決済等代行業（銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。次項第二号の三において同じ。）に係る業務

〔一の六〇十五 同上〕

〔4・5 同上〕

（特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為）

第五十条の三十一の十八 法第一百条第二項の主務省令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、貯金者（法第一百条第二項第一号に規定する貯金者をいう。以下同じ。）から当該貯金者に係る識別符号等（法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合又は連合会が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号

その他の情報をいう。第五十条の三十一の三十五第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一 貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う法第百十條第二項第一号に掲げる行為

二 貯金者による当該貯金者に対する送金を目的として行う法第百十條第二項第一号に掲げる行為

三 貯金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う法第百十條第二項第一号に掲げる行為

四 貯金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う法第百十條第二項第一号に掲げる行為であって、当該行為に先立って、同号の組合と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

五 法人等がその属する法人等集団（一の法人等並びに当該法人

その他の情報をいう。第五十条の三十一の三十五第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一 貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二 貯金者による当該貯金者に対する送金を目的として行う行為

三 貯金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四 貯金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、法第百十條第二項第一号の組合と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

「号を加える。」

等の子法人等及び関連法人等の集団をいう。)に属する他の法人等である貯金者又は法第百十條第二項第二号に規定する貯金者等の委託(二以上の段階にわたる委託(その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る。)を含む。)を受けて行う同項各号に掲げる行為

備考 表中の「」の記載は注記である。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部
改正)

第三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年大蔵省令第一号)の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

農業協同組合及び 農業協同組合連合 会の信用事業に関		貯金者 〔略〕	規定 読み替える命令の 規定	読み替えられる字 句	読み替える字句	附則 (信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水 産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係) 第三十八条 法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条 第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の 上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる 字句とする。	改正後
農業協同組合及び 農業協同組合連合 会の信用事業に関		貯金者	規定 読み替える命令の 規定	読み替えられる字 句	読み替える字句	附則 (信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水 産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係) 第三十八条 「同上」	改正前
農業協同組合及び 農業協同組合連合 会の信用事業に関		預金者	規定 読み替える命令の 規定	読み替えられる字 句	読み替える字句		

する命令第五十七 条の三十一の十八 第一号から第四号 まで		貯金者又は法 預金者又は再編強 化法附則第三十三 条第二項の規定に より適用する法
農業協同組合及び 農業協同組合連合 会の信用事業に関 する命令第五十七 条の三十一の十八 第五号	貯金者等	預金者等

(他の命令の適用)

第四十一条 令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとおりとし、特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号までに掲げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用農業協同組合連合会とみなして、第四十号から第五十九号までに掲げる命令の規定を適用する。

「一〇四四四の三 略」

四十四の四 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（第十四条の十（第一項第二号を除く。）に限る。）

四十四の五 「略」

する命令第五十七 条の三十一の十八 各号		
「項を加える。」		
「同上」		

(他の命令の適用)

第四十一条 「同上」

「一〇四四四の三 同上」

「号を加える。」

四十四の四 「同上」

「四十五～五十九 略」

2 令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

「略」	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	財務省組織規則第百九十六条第三十二号ハ	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）

「四十五～五十九 同上」

2 「同上」

「同上」	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	財務省組織規則第百九十六条第三十一号ハ	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）

備考 表中の「」の記載は注記である。

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第四条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置)</p> <p>第七十条の五 農林中央金庫は、次に掲げる事項について定めた農林中央金庫電子決済等代行業者（第四百七十七条の十六の五第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>一 農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針</p> <p>二 農林中央金庫電子決済等代行業者がある営む農林中央金庫電子決済等代行業（法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）の利用者から当該利用者に係る識別符号等（第四百七十七条の十六の三ただし書に規定する識別符号等をいう。次項において同じ。）を取得することなく農林中央金庫電子決済等代行業を営むことができる体制のうち、法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期</p> <p>三 前号に規定する体制のうち、法第九十五条の五の二第二項第</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">「条を加える。」</p>

二号に掲げる行為を行うことができるものの整備を行うかどうかの別及びその理由並びに当該整備を行う場合には、当該整備の完了を予定する時期

四 前二号に規定する整備を行う場合には、システムの設計、運用及び保守を自ら行うか、又は第三者に委託して行わせるか、別その他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

五 農林中央金庫において農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

六 その他農林中央金庫電子決済等代行業者が農林中央金庫との連携及び協働を検討するに当たって参考となるべき情報

2 農林中央金庫は、農林中央金庫電子決済等代行業者又は法第九十五条の五の五第一項の特定信用事業電子決済等代行業者との間で法第九十五条の五の三第一項又は第九十五条の五の五第一項の契約を締結しようとするときは、当該農林中央金庫電子決済等代行業者又は特定信用事業電子決済等代行業者がある営む農林中央金庫電子決済等代行業者又は同項の特定信用事業電子決済等代行業者の利用者から当該利用者に係る識別符号等（同項の会員農水産業協同組合等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報を含む。）を取得することなく農林中央金庫電子決済等代行業者又は同項の会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業者を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

(従属業務等)

第九十七条 「略」

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

〔一〇七の二 略〕

七の三 農林中央金庫電子決済等代行業に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

〔八〇三十九 略〕

〔三〇五 略〕

(農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為)

第四百七条の十六の三 法第九十五条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、預金者（同項第一号に規定する預金者をいう。以下同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（農林中央金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第四百七条の十六の二十六第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

(従属業務等)

第九十七条 「同上」

2 「同上」

〔一〇七の二 同上〕

七の三 農林中央金庫電子決済等代行業（法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

〔八〇三十九 同上〕

〔三〇五 同上〕

(農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為)

第四百七条の十六の三 法第九十五条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第一号に掲げる行為であつて、次に掲げるものとする。ただし、預金者（法第九十五条の五の二第二項第一号に規定する預金者をいう。以下同じ。）から当該預金者に係る識別符号等（農林中央金庫が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。第四百七条の十六の二十六第三項第五号において同じ。）を取得して行うものを除く。

一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為

二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為

三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う法第九十五条の五の二第二項第一号に掲げる行為であって、当該行為に先立って、農林中央金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

五 法人等がその属する法人等集団（一の法人等並びに当該法人等の子法人等及び関連法人等の集団をいう。）に属する他の法人等である預金者又は法第九十五条の五の二第二項第二号に規

一 預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う行為

二 預金者による当該預金者に対する送金を目的として行う行為

三 預金者による国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する支払を目的として行う行為

四 預金者による商品の売買契約又は役務の提供に係る契約の相手方に対するこれらの契約に係る債務の履行のみを目的として、当該相手方又は当該契約の締結の媒介（当該履行に係る為替取引を行うことの指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達により行う媒介を除く。）を業とする者（以下この号において「相手方等」という。）が当該契約に基づく取引に付随して行う行為であって、当該行為に先立って、農林中央金庫と当該相手方等との間で当該履行に用いる方法に係る契約を締結しているもの

〔号を加える。〕

定する預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託（その各段階において当該法人等集団に属する法人等が受けるものに限る。）を含む。）を受けて行う同項各号に掲げる行為

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和六年七月九日から施行する。

(農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の特定信用事業
電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令等の廃止)

第二条 次に掲げる命令は、廃止する。

一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の特定信用事業
電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令 (平成二十九年 内閣府 令第三号)
農林水産省

二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合等の特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令 (平成二十九年 内閣府 令第四号)
農林水産省

三 農林中央金庫の農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令 (平成二十九年 内閣府 令第五号)
農林水産省

(特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置等に関する経過措置)

第三条 この命令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令第二条各号に掲げる事項について定めた特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）において第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十四条の十第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

2 この命令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合等の特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令第二条各号に掲げる事項について定めた特定信用事業電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、施行日において第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十二条の九第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

3 この命令の施行前に公表された前条の規定による廃止前の農林中央金庫の農林中央金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する命令第二条各号に掲げる事項について定めた農林中央金庫電子

決済等代行業者との連携及び協働に係る方針は、施行日において第四条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第七十条の五第一項の規定により公表された同項の方針とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この命令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。